

**自動車登録名義を具備していない所有権留保権者による破産手続開始決定前の
所有権留保実行行為に対する否認権行使の可否**

【文 献 種 別】 判決／神戸地方裁判所

【裁判年月日】 平成 27 年 8 月 18 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（ワ）第 208 号

【事 件 名】 否認権行使請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容（控訴後和解）

【参 照 法 令】 破産法 162 条 1 項 1 号・164 条、民事再生法 45 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25542101

事実の概要

破産者 A は、平成 23 年 6 月 17 日、販売会社 B との間で普通乗用自動車（以下「本件自動車」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、本件自動車につき B を所有者、A を使用者として新規登録がなされた。本件売買契約条項には、本件自動車の所有権は、A が代金等の債務を完済した時に A に移転する旨定められていた。また、この本件売買契約成立と同時に、A と車両代金立替払等を業とする会社 Y との間で、立替払契約（以下「本件立替払契約」という。）が成立した。本件立替払契約条項には、①本件自動車の所有権は、Y が B に立替払したことにより Y に移転し、A が本立替払契約に基づく債務を完済するまで Y に留保される（以下「本件所有権留保」という。）旨、②Y は A が債務を完済するまでの間は本件自動車の登録名義を Y にすることができる旨定められていた。

Y が立替払を行った後も、本件自動車の登録名義は B のままであったところ、Y は、平成 25 年 10 月 22 日、A 代理人から支払を停止する旨の通知を受け、本件立替払契約に基づき、同年 11 月 11 日に A から本件自動車の引渡しを受け、同月 19 日に本件自動車を売却し、同月下旬頃、89 万 4,905 円を A の Y に対する債務に充当した（以下、本件自動車の引上げ、換価及び債務への充当行為を「本件充当行為」という。）。

A は、平成 26 年 4 月 21 日頃に破産手続開始申立てをし、同年 11 月 12 日に破産手続開始決定を受け、X が破産管財人に選任された。X は、

本件充当行為が破産債権者害するものであると主張して、破産法 162 条 1 項 1 号イ、予備的に同法 165 条に基づき、同年 11 月 21 日付けで否認権を行使して、債務消滅額相当の 90 万 7,430 円の価額返還を求め、その後本件訴訟を提起した。

判決の要旨

一部認容。

「本件の争点は、原告（X）による否認権行使に対し、被告（Y）が本件車両の自動車登録を経していないところ、Y が X に対し本件車両の所有権留保権者であることを主張できるか否か、である。」

「本件立替払契約によれば、Y が本件立替払契約に基づく債権を担保するため、B から本件車両の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解されるところ、Y が別除権として行使し得るのは、同債権を担保するために留保された上記所有権にすぎず（最高裁平成 22 年 6 月 4 日第二小法廷判決・民集 64 卷 4 号 1107 頁参照）、同部分を除くと、本件車両は、A の所有に係るものであるというべきである。」

「Y は、A の Y に対する支払停止の通知を受領しており、A が支払不能に陥ったことを知りながら、本件充当行為を行っていたことが認められる。また、Y による本件充当行為は、破産財団を構成すべき本件車両の引渡しを受けて、これを換価して Y の A に対する立替金債権に充当し、債務を一部消滅させる効果を生じさせているところ、本件車両の引渡しの段階で、破産法 162 条 1 項にい

う『債務の消滅に関する行為』に該当する行為があったと評価でき、同条項1号イに基づき、否認することができる」と解するのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の位置付け

1 オートローン契約の特徴（三者契約）

自動車を代金分割払で購入することは一般に行われている（以下「オートローン」という。）が、その形態は、総合信販会社や自動車メーカー系列のファイナンス会社等（以下「金融会社」と総称する。）が、買主の販売会社に対する売買代金支払債務につき保証する場合、立替払する場合など様々である。オートローンの特徴として、自動車の売買契約と同時に販売会社・買主・金融会社が三者契約を結び、買主に対する債権の担保を目的として自動車の所有権を留保し、債務不履行があった場合には自動車の評価額をもって債務に充当できると約定することが通常である¹⁾。ただし、オートローンの場合、債務不履行が生じたときは、販売会社に対する保証履行や立替払によって買主に対する債権者は最終的に金融会社になるにもかかわらず、自動車の登録名義は販売会社にされている事例が多い²⁾。もっとも、このように買主に対する債権者と自動車の登録名義が一致していない場合でも、オートローン契約上、金融会社が自動車について所有権留保を実行できることは当然であると思われる。

2 手続開始決定後の所有権留保（別除権）行使に係る平成22年最高裁判決とその後の実務

立替払方式のオートローン契約に基づき販売会社に車両代金の立替払を行ったクレジット会社が、民事再生手続開始決定後において、自動車登録が販売会社名義のまま、留保した所有権に基づき、別除権の行使として自動車の引渡しを求めることができるかが問題となった事案において、最高裁は「再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使できる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保物につき登記、登録等を具備している必要があるであって（民事再生法45条参照）、本

件自動車につき、再生手続開始の時点で被上告人を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」と判示した（最判平22・6・4民集64巻4号1107頁。以下「平成22年判決」という）。この理は破産法65条の別除権の解釈にも妥当すると考えられ、民事再生手続のみならず破産手続においても、手続開始決定後に留保所有権を別除権として行使するためには、手続開始の時点で自己を所有者とする登録が必要と解されている³⁾。

この平成22年判決を受けて、現在の実務では、破産管財人は、破産手続開始決定時に自動車引上げ未了かつ債権者が自動車の登録名義を具備していないときは、自動車は破産財団に属するものとして換価している（実際には金融会社ないし販売会社の協力を得て転売し、その代金を破産財団に組み入れるという和解的方法がとられることが多いようである⁴⁾）。他方、金融会社も、①当初から金融会社名義で自動車登録を行う、②オートローン契約を改訂して、金融会社が所有権留保を取得する根拠を保証債務の履行による法定代位（民法500・501条）であると明記する、③立替払契約に代えて販売会社が金融会社に売買代金債権等を譲渡する等の方法により、登録が販売会社名義でも倒産手続において金融会社が所有権留保を別除権として行使できると解することができるように対応したところもあるようである⁵⁾。

3 破産手続開始決定前の所有権留保実行の否認に関する裁判所の運用の変化

平成22年判決は、倒産手続開始決定後に所有権留保を別除権者として行使するためには、別除権者名義の登録具備が必要と判示したものであり、手続開始決定前に所有権留保が既に実行され、手続開始決定時に自動車が存在しない場合とは事案を異にする。すなわち、平成22年判決は、破産手続開始決定前の所有権留保の実行にも対抗要件が必要であるとまでは判示していない。

ところが、平成22年判決を受けて、大阪地裁第6民事部は、このような支払停止から破産手続開始決定前の自動車の引上げ・清算が、偏頗的代物弁済となる可能性につき注意を喚起し⁶⁾、福田修久判事は、同部の取扱いを紹介する論文の中で、

「約定に基づくとはいえ、対抗要件のない留保所有権者に過ぎず別除権者とは認められないファイナンス会社が、購入者が支払不能に陥っていることを知りつつ自動車を引き上げ、その評価額と同額の立替金等債務を消滅させた」とすると、偏頗的な代物弁済がされたものとして、否認対象行為(破産法 162 条 1 項)となると考えられる。」と主張された⁷⁾。そして、平成 27 年頃までには、全国の裁判所において、支払停止後に自己名義での登録を具備しない金融会社が所有権留保を実行し、その後破産手続が開始された場合に、破産管財人がこの所有権留保実行行為について否認権を行使する運用が広がっている。

同運用変更の実務への影響は大きく、破産者がオートローンを利用し自動車が一定の価値を有していた場合には、否認権行使の可能性から、開始決定時に自動車が引上げ済みでも管財事件として処理されるため、金融会社が登録名義を具備していなかったという関知し得ない事情によって、ほかに財団形成見込みがないにもかかわらず、元々経済的に困窮している債務者が本来の自由財産から予納金の捻出を強いられ、工面できずに破産手続開始ひいては破産免責を断念するという、懸念すべき事態も生じている。

他方、金融会社も、所有権留保の実行が一転して否認の対象とされたことにより、債務者が支払を停止した時点で、極めて困難な問題に直面することとなった。すなわち、金融会社が所有権留保を実行してから 1 年以内に破産申立てがなされ(破産法 162 条 3 項・166 条)、破産手続が開始されると、当該所有権留保実行行為は否認に服し、これを避けるため実行を思い留まったのに破産手続が開始されないなら、自動車減価のリスクや保管のリスクを負うことになる(最判平 21・3・10 民集 63 巻 3 号 385 頁を参照)。このような否認のリスク、自動車減価のリスク、自動車保管のリスクの管理は困難を極めているようである⁸⁾。

4 本判決の位置付け

本判決は、債務者の支払停止後に、自己名義での登録を具備しない金融会社が所有権留保を実行し、その後債務者につき破産手続が開始された場合に、当該所有権留保の実行が破産法 162 条 1 項 1 号イに該当するという、上述した近時の裁判所の運用を追認する判決であり、オートローン実務に与える影響は非常に大きいと思われる。

二 本判決の検討

1 問題の所在

上述したように、平成 22 年判決は、自動車の所有権留保につき販売会社名義の登録がある場合でも、自己の登録名義を有しない金融会社は、倒産手続において別除権者として当該所有権留保を行使できないと判示したものであって、債務者が支払を停止してから倒産手続が開始されるまでに所有権留保が実行された事例にその射程は及ばない。また、このような事例において、所有権留保の行使が認められるか否かにつき、十分な検討はなされていないようである。

そのため、前掲・福田論文においても、「今後の議論の深化を待ちたいところである」として、今後検討が必要な問題であると指摘されていた⁹⁾。

このような状況の下で、本判決は、「本件車両の引渡しの際で、破産法 162 条 1 項にいう『債務の消滅に関する行為』に該当する行為があったと評価でき」として、福田論文と同じ結論を導くが、その論拠は十分に示されていないと思われる。そこで、以下では、本問題につき、若干の検討を行いたい¹⁰⁾。

2 否認の「有害性」要件

否認の一般的要件として、「有害性」すなわち一般債権者の利益(責任財産)を害することが必要とするのが通説である¹¹⁾。本件のように、仮に A が支払不能となった後に Y がそれを知りつつ所有権留保を実行して担保権者として満足を得たとしても、この時点において当該自動車は一般債権者の責任財産を構成しないのであるから、有害性要件を欠き¹²⁾、破産法 162 条 1 項の否認要件を満たさないと解することになると思われる。すなわち、破産手続開始後、破産財団に属する財産上の担保権を実行するためには、対抗要件を具備していなければならないとされるのは、破産手続開始決定によって破産財団に属する財産上に破産債権者全体のため差押債権者の地位が成立し、破産管財人には対抗要件の欠缺を主張する正当の利益が生じているからである¹³⁾。つまり、対抗要件の具備は、原則として破産手続開始決定後に要求されるものであり、それ以前の時点において、一般債権者は当該担保目的物につき「対抗要件の欠缺を主張する正当な利益のある第三者」ではない以上、担保権は対抗要件の具備なくして有効であり、何ら一般債権者の利益を害さない。

3 本事案を否認対象行為と解するための法理論の必要性

しかし、本判決は、Yの本件充当行為は破産法162条1項の適用を受ける、すなわち支払停止後における所有権留保の実行には、破産手続開始決定前であっても対抗要件を備えていなければならないとの理解を前提としている。この結論を導くためには、本来破産手続開始決定以後のものである、破産管財人の破産債権者全体のための差押債権者の地位と、ここから派生する対抗要件の欠缺を主張する正当の利益を、Aの危機時期まで遡及させる法理論をとる必要がある。例えば、このような破産手続開始決定後における破産管財人の地位を危機時期まで遡及させる唯一の制度は、破産法164条の対抗要件否認であるので¹⁴⁾、この規定を担保権が実行された場面にも類推適用することが考えられようか。

ただ、仮にこれが可能であるとしても、秘密担保の弊害の阻止という164条の趣旨に鑑みれば¹⁵⁾、名義はともかく所有権留保は登録されており、秘密担保は存在しない本件では、同条の類推は困難であり、偏頗行為否認は成立しないとするのが、常識的な結論であるようにも思われる。

本判決においてはこのような議論が全くなされていない点に問題がある。

三 結語

平成22年判決から約6年が経過した現在においても、オートローン実務、及び同時破産廃止の運用に関わる混乱は収束していない。所有権留保につき販売会社名義で登録をしている事例はまだ多く見受けられ、平成22年判決を受けて改訂された契約書についても、現時点では少なくとも高裁レベル以上でその契約に基づく金融会社の所有権留保が販売会社名義のままで倒産手続上も別除権として有効であると示したものはない。また、否認可能性ゆえ管財事件とされ、予納金を支払うことができないため破産免責すら受けられない事例も積み重なっている。平成22年判決の射程がどこまで及び、倒産手続において実際にどのように対処すべきなのか、一刻も早く公平で合理的な結論が示されなければならない。

本判決は、オートローン実務上非常に重要な論点に係るものではあるが、残念なことに、十分な論拠を示すことなく否認権の行使を認めており、

その結論の当否も含め、今後の精緻な議論が待たれるところである。

●—注

- 1) 増田晋ほか「所有権留保をめぐる実務上の問題点」『担保法大系第4巻』（きんざい、1985年）402頁以下、小峯勝美「クレジット取引と自動車の所有権留保（1）～（5）」NBL430～435号（1989年）、田高寛貴「多当事者間契約による自動車の所有権留保——最二小判平22・6・4の評価と射程」金法1950号（2012年）48頁以下。
- 2) 販売会社に登録名義を残す実務上の要請につき、田高・前掲注1）論文参照。
- 3) 『条解破産法』（弘文堂、2014年）520頁。
- 4) 中山孝雄ほか編『破産管財の手引〔第2版〕』（きんざい、2015年）220頁、野村剛司ほか『破産管財実践マニュアル〔第2版〕』（青林書院、2013年）109頁。
- 5) 坂本隆一「倒産実務における自動車の（第三者）所有権留保に係る問題点の整理と今後の課題についての一考察」金法2042号（2016年）26頁以下。
- 6) 森純子ほか編『はい6民ですお答えします 倒産実務Q&A』（大阪弁護士協同組合、2015年）48頁。
- 7) 福田修久「破産手続・民事再生手続における否認権等の法律問題 第1回 所有権留保に基づく自動車引き上げがされた場合の否認等について」曹時64巻6号（2012年）12頁。
- 8) 安永正昭「土地所有権を侵害する放置自転車の留保所有権者の撤去等義務——最三小判平21.3.10を契機として」金法1890号（2010年）12頁、吉元利行「実務の視点 所有権留保持約と利用者保護」事業再生と債権管理152号（2016年）172頁。
- 9) 福田・前掲注7）論文13頁。
- 10) 以下は、筆者らと、中西正神戸大学教授の討論の結果である。
- 11) 前掲注3）『条解破産法』1062頁以下、『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007年）651頁〔山本和彦〕、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）503頁以下。
- 12) 有害性の判断の基準時は否認対象行為時とされる。前掲注11）『大コンメンタール破産法』651頁〔山本和彦〕。
- 13) 前掲注3）『条解破産法』499頁、577頁、伊藤・前掲注11）書327頁以下。
- 14) 中西正「対抗要件否認の再構成——米国連邦倒産法におけるStrong Arm ClauseとPerfection Rule」新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築（下）』（有斐閣、2001年）670頁。
- 15) 伊藤・前掲注11）書538頁、前掲注3）『条解破産法』1105頁、前掲注11）『大コンメンタール破産法』662頁〔三木浩一〕。